

福祉の為に市に寄贈された土地の売却をしないよう求める請願

### 請願要旨

私の姉、故井口佳子が寄贈しました町田市玉川学園5丁目2586番45の家につきましては、故人の寄贈遺志を継承した使用を行っていただきたく町田市にお願いしてきました。しかし、町田市は福祉の用途を勝手に廃止し、建物を解体撤去したのちに土地を売却するという方針を変更しません。

私たち「井口の家 いのちの会」は、この土地を寄贈者の遺志を生かした形で、今後も広く社会福祉の活動の場として活用していくことを願っています(2011、8、1 2012、1、16)。しかし市は、売却の方針はすでに決定されており、公共建物としての老朽化、安全性の確保の観点から、市の所有では、故人の遺志を継承できないとの意が固く、私たちも町田市の希望に沿うよう検討した結果、市の申し出に応じ2012年11月30日、無償譲渡に応じることにしました。

- ① この譲渡は、町田市が寄贈者の遺志を継承する形で家を使用することはできないというので、私たちは不本意ながら承諾したものです。
- ② 譲渡により私たちは国税、県税、市税等の大きな経済的負担を負います。
- ③ 譲渡は福祉の活動をするための返還で、物件の相続問題ではありません。

しかし、町田市はその後、福祉の意志のない、故人の遺志とは全く異なる者を相続人、譲渡対象者として指定してきており、事態が前進しません。福祉の用途を一方向的に廃止し、さらには寄贈者の遺志を継承したいとの遺族、友人、関係者の想いを相続の問題にすり替え、より一層の混乱を招く町田市の対応は、寄贈者の遺志を冒涇するものであります。

よって、下記の通り請願いたします。

### 請願項目

- 1、故井口佳子が福祉の為に寄贈しました町田市玉川学園5丁目2586番45の家と土地を売却しないでください。
- 2、寄贈者の遺志を尊重し、福祉の為という用途を勝手に廃止しないでください。
- 3、(福祉の意志のない)相続人への返却は福祉活動の継続を困難にし、新たな紛争をひき起こすものです。故人の遺志を尊重し、その想いを継続する意思のあるものが使用できるようにしてください。
- 4、寄贈者の遺志と遺族の想いを尊重し、市政に活かせるよう話し合いに応じてください。